慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	独占禁止法に基づく差止請求の実務 : 示談交渉を中心として
Sub Title	Legal practices on injunction based on the antitrust law : an example of a settlement negotiation
Author	御器谷, 修(Mikiya Osamu) 梅津, 有紀(Umetsu Yuuki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.11 (2008. 12) ,p.29- 43
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾創立150年記念号上巻 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20081225-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

独占禁止法に基づく差止請求の実務
――示談交渉を中心として――

御器谷（みきや）　修
梅　津　有　紀

1．独占禁止法に基づく差止請求――導入の趣旨
2．独占禁止法に基づく差止請求の現状
3．示談交渉における独占禁止法に基づく差止請求の実情
4．差止請求示談交渉の法的分析について

1．独占禁止法に基づく差止請求――導入の趣旨

独占禁止法第24条に規定する差止請求は、不公正な取引方法によってその利益を侵害され、または侵害されるおそれがあるものが、これにより著しい損害を生ずるおそれがあるときに、当該独占禁止法違反行為を行っているものに対し、その侵害行為の停止又は予防を請求することができる権利のことを意味します。

この独占禁止法第24条は、平成12年の独占禁止法改正により平成13年より施行されたものであります。従来は、独占禁止法違反行為に対しては、公正取引委員会のみがその差止等を行うと規定されていたものでありますが、この独占禁止法の改正によって不公正な取引方法による被害者が自ら直接裁判所に対して同法の違反行為の差止を求めることが可能となったものであります。

公正取引委員会による独占禁止法の執行は、公正かつ自由な競争の促進を主眼とし、必ずしも被害者の救済を目的とするものではない面もあり、また、比較的大規模な独占禁止法違反行為を規制の対象としていた面も指摘されている

ところであります。これに対して、独占禁止法違反行為に対する私人による差止請求を認めた趣旨は、まず被害者の救済を目的とするものであり、また、公正かつ自由な競争を結果として促進し、私人による独占禁止法の実現、いわゆるエンフォースメントを確保することにその狙いがあるとされています[1)]。また、この私人による差止請求にあっては、不公正な取引方法を対象とした比較的小規模な独占禁止法違反行為に対しても行使することが期待されていたものであります。この点、公正取引委員会が対象とする独占禁止法違反行為が比較的大規模な違反行為を対象とすることに対して、私人による差止請求は中小企業等における行使をも可能とした比較的小規模な独占禁止法違反行為に対しても行うものができるものとして[2)]、いわゆる「すみ分け」が指摘されていたものであります。

2．独占禁止法に基づく差止請求の現状

平成13年施行の独占禁止法に基づく差止請求の現状をみると、その施行後約７年間を経過した現状においては、これを認容した仮処分や裁判例は一切存在しないものであります[3)]。

この点、差止請求に対してその導入の趣旨として唱えられていた私人による不公正な取引方法に対する被害者救済が、少なくとも判例上は全く実現されていないのは極めて遺憾に存ずるものであります。

(1) 判例の状況

この間に、独占禁止法に基づく差止請求が裁判上主張された顕著な判例は、

1）白石忠志著「独占禁止法」578頁等。

2）御器谷法律事務所ホームページ（http://www.mikiya.gr.jp/）の「独占禁止法法律相談」の「もう一つの独禁法」のうちの「独占禁止法に基づく差止請求」をご参照下さい。

3）根岸哲、舟田正之著「独占禁止法概説」（第３版）359頁。鵜瀞恵子編「独占禁止法実務の手引き」204頁以降の一覧表。公正取引委員会年次報告（独占禁止白書）（平成19年版）138頁以降。

例えば次のようなものがあります[4)]。

①LPガス差別対価販売等差止請求事件―東京地方裁判所平成16年３月31日判決[5)]

この事件の第１、第２事件とも、いずれも公正競争阻害性を欠くものとして、その差止請求は請求棄却とされているものであります。

②三光丸事件―東京地方裁判所平成16年４月15日判決[6)]

この事件は、継続的商品供給契約の解除について優越的地位の濫用の見地からの差止請求についてはこの請求は棄却したものの、一般民事上の請求については契約上の地位を認めているものであります。

なお、この事件の原告は、私達が代理人として担当していました。

③ゆうパック差止請求訴訟―東京地方裁判所平成18年１月19日判決[7)]

この事件は、当時の日本郵政公社が行っていたゆうパック事業について、ヤマト運輸が不当廉売及び不当な顧客誘引という独占禁止法上の不公正な取引方法を理由として提起した差止請求について、いずれも理由がないとして棄却されたものであります。

(2) 判例の問題点

独占禁止法に基づく差止請求に関する裁判例を概観すると、各事件における論点もさることながら、いずれの裁判例においても独占禁止法上の不公正な取引方法の成立そのものを否定する例が多く見受けられるところであります。

---

4) 全般的な裁判例の紹介として、鈴木恭蔵著「独占禁止法24条の差止請求訴訟の実情と若干の課題」（上）（公正取引№652－2005.2）12頁以降、同（下）（公正取引№653－2005.3）46頁以降。伊従寛、矢部丈太郎編「実務解説独禁法Q&A」650頁以降。

5) 判例時報1855号、78頁以降。

6) 判例時報1872号、69頁以降。村上政博「三光丸事件およびトーカイ事件平成16年度東京地裁判決とその意義」ジュリスト1278号125頁以降。池田千鶴「独占禁止法24条に基づく差止請求・引渡請求」公正取引647号（2004.9）42頁以降。御器谷、梅津「独占禁止法に基づく差止請求に関する実証的一考察」法学研究76巻１号（平成15年１月）427頁以降

7) 判例時報1921号、９頁以降。

これらの裁判例を検討すると、裁判所において独占禁止法上の不公正な取引方法の各要件事実について、いまだ裁判所の理解が不十分と見受けられる例もあり、また、裁判所と公正取引委員会における連携も極めて不十分なものを感じるものがあります。

(3) 独占禁止法に基づく差止請求の制度としての改善点[8)]

独占禁止法に基づく差止請求については、それが私人によって行われるものであるために、公正取引委員会が行う証拠収集活動とは異なり、私人の証拠収集活動においては極めて制約が多いものであります。

特に不公正な取引方法の立証については、被害者である私人においていわゆる証拠開示を求める制度が不十分な面もあり、訴訟活動において極めて困難な例が見受けられます。また、裁判所においても独占禁止法における不公正な取引方法の認定について、それが差止という結論を求めるものであるとの側面もあり、極めて消極的な感を否めないものがあります。また、裁判所の一部においては、例えば市場の確定等においてはいわゆる法律の解釈問題プロパーの問題というよりも独占禁止法による市場概念の捉え方そのものに不慣れな面もあり、その点についての公正取引委員会に対する求意見の運用等について未だ不十分なものを感じるものであります。

さらに、消費者における差止請求の行使においては、消費者団体訴訟[9)] 等制度的な枠組みにおいてもさらなる改善が望まれるところであります。

なお、裁判所における独禁法に基づく差止請求の仮処分の申立についても、たとえばその申立後、極めて長い期間を要している事案もあり、仮処分申立事

8）この点については、当職らが公正取引委員会の担当者よりの問い合わせに対して回答した「独禁法に基づく差止請求の改善点等について」（平成18年７月31日）を御参照下さい―御器谷法律事務所のホームページ（http://www.mikiya.gr.jp/）の「独禁法のページ」の「もう一つの独禁法」のうちの「差止請求の改善点」。

9）金井貴嗣、川濵昇、泉水文雄編「独占禁止法」（第２版）497頁。宗田貴行「独占禁止法への団体訴訟制度の導入」公正取引652号32頁。宗田貴行著「独禁法民事訴訟」平成20年２月、レクシスネクシス・ジャパン株式会社発行。

件としての意味を失う場合もありますので、この点、運用を含めたさらなる改善が望まれるところであります。

3．示談交渉における独占禁止法に基づく差止請求の実情

このように裁判例においては、独占禁止法に基づく差止請求の導入の趣旨が必ずしも理解されていない面もありますが、示談交渉の実務面においては、ようやく独占禁止法に基づく差止請求の実効を確保するという実例も見受けられるようになってきたかと思われます。

以下ではある事例を参考として[10)]、示談交渉の流れを説明し、そのなかで独占禁止法に基づく差止請求がどのように機能したかを検討してみたいと考えます。

(1) ホームページを見て

リーン、リーン。スタッフ、

「はい、御器谷法律事務所でございます。ホームページをご覧になってのご相談でしょうか。ありがとうございます。キーワードは何でしょうか？

はい、優越的地位の濫用、東京、弁護士。ありがとうございます。では、どのようなご相談でしょうか？」

「はい、大規模小売業者に対して婦人用衣料品を納入している神戸のアパレル会社ですね。その大規模小売業者から、納入に対して広告協賛金やシステム導入に伴う経費負担を言われているということですね。独占禁止法上の問題ということですね。では、弁護士に伝えてご来所日時を設定いたします。」

10）弁護士としての守秘義務より、以下の例では設例や数字及び事案の経過と結果等はすべて変更しています。

(2) 法律相談の概要

電話での相談の後、約１週間くらいしてから法律相談のご来所がありました。

来所者は、白いスーツにレイヤードのシャツ、白のエナメルのシューズがさすがに似合うアパレル会社の経営者でした。

ご相談内容は、……

「私は、10年くらい前から若い女性向きの婦人服を企画・製造し、それを大手のアパレル会社に販売しています。

今、年商は２億円から３億円くらいであり、その大手アパレル会社に対しては、当社の年商の約９割前後を納入していますので、一番の大手のお得意様ということになります。

その大手アパレル会社は年商１千数百億円であり、全国に店舗を展開している会社です。

当社がこの大手アパレル会社へ婦人衣料品を納入してからしばらく経つと、広告宣伝費の協賛金の申し入れがありました。そして、当初は、宣伝広告が出るたびに一定の金額を支払っておりましたが、その後、宣伝広告を出していないにもかかわらず、納入金額の約２％を宣伝協賛金として支払うように言われ、当社も大手の得意先だけあってこれに協力していました。その後、この宣伝協賛金は単なる協賛金という名目になって、納入金額に２％をかけたものを自動的に差し引かれていたものです。

さらにこの大手アパレル会社は、店舗の閉店時等においては当社が納入した婦人衣料品について返品を要求されることがあり、更には、店舗の改装や在庫調整のために年度末においては一方的な返品をされる商品もありましたが、当社は決算協力との名目のもとにその返品を受け入れていたものであります。

さらに最近に至って、この大手アパレル会社においては商品管理及び顧客管理における新しいコンピューターシステムを導入し、これに伴う巨額の費用を一部納入業者に要求し、当社に対しても100万円前後の費用の支出を要求してきたものでありますが、当社はこの要求に対しては現状の経

営ではとても応じることができないとの説明をしております。

当社は、従業員が10名位の会社ではありますが、優れたファッション製品を企画、製造、販売し、ユーザーからも支持を受けているものでありますが、その取引の約９割を占める大手アパレル会社はその取引が継続するにつれて宣伝協賛金、そして一方的な返品や新システム導入に伴う経費負担を要求してくるものであり、当社のような薄利な商売においては、とてもこのような取引を継続することは不可能であり、現在大手アパレル会社に対してその取引の見直しを要望しています。」

このような相談を受け、私達は、この相談者がいわゆる大手アパレル会社に対しては優越的地位の濫用を受けている可能性が強いとの指摘をし、今後どのような要求を大手アパレル会社に対して行っていくかについて打合せ、協議したものであります。

なお、この相談者において法律相談をするに至った経緯としては、公正取引委員会から「大規模小売業者との取引に関する調査依頼」との文書が届き、これに対して相談内容を詳しく述べたとの経緯があることが判明しております。

また、この相談者は事前に弁護士会における法律相談を受けたものの、専門的な事項でもあり、そのためにWeb上でホームページを検索し、当事務所のホームページからその内容について当事務所に相談するに至ったとのことであります。

その後、相談者は大手アパレル会社の部長と今後の取引について話し合い、不当な返品は拒絶する旨、また宣伝協賛金については今後一切拒否し、かつ、今まで支払った協賛金等は返金を求めるということ、さらに新システム導入に伴う経費負担については当社としては一切応じることができない旨の回答をしたものであります。

そして、その後、大手アパレル会社の担当者との関係においても条件交渉を進めましたが、話し合い解決ができず、大手アパレル会社からはこのままの状況であれば相談者との取引はもはやすることはできない旨を口頭にて受け取ったものであります。

さらに、相談者におけるこのような大手アパレル会社との交渉において、その後、大手アパレル会社からは一切の注文がなく、実際上の取引が途絶えるに至っていたものであります。

(3) 当事者における話し合い交渉の推移

そして、大手アパレル会社からは文書にて相談者に対して次のような回答書がきております。

①宣伝協賛金については、過去の分については全て相談者と話し合って納得のうえにこれを実施したものであり、過去分についてはご返金することはできない。ただし、今後についてはそのような宣伝協賛金の徴収は停止させていただくことにします。

②一方的な返品とのご主張については、過去において返品は一部にありましたが、この点については双方納得のうえでの返品であり、一方的というご指摘は当たらない。

③商品管理及び顧客管理についての新システム導入については、当社において今後の経営環境の整備のために必要不可欠のものであり、御社以外の他の納入業者全てのご了解を得ているものでありますので、今後とも御社においてはこのシステムに対しての協力金については是非賛同いただきたい。なお、その金額については従前提示の額の半額にするというものでありました。

(4) 示談交渉の受任

以上のような状況、つまり、相談者においては大手アパレル会社から若干の譲歩はあるものの、基本的には当方の要求を拒否し、かつ、取引についても新たな注文はないというような状況でありました。

私たち弁護士としては、このような相談者からの相談を受け、その第一の目的として取引の再開をまず求めるということ、さらにその上で過去の宣伝協賛金については可能な限りの返還を求めるということ、一方的な返品については

今後そのような返品は全て拒否し、それに対する大手アパレル会社の了解を得ること、さらに顧客管理、商品管理に関する新システムの導入については不当な経費負担には応じないという基本方針のもとに、今後は示談交渉での解決を目指し、その中において示談交渉が不可能であるのであれば相手方の優越的な地位の濫用という独占禁止法上の不公正な取引方法を理由として取引の再開等を求める差止請求訴訟を提起するとの方針を確認したものであります。

(5) 公正取引委員会への報告、措置要求

私達は、その後相談者とともに公正取引委員会事務総局、経済取引局取引部企業取引課の担当者に事前連絡のうえ、本件における取引先の不公正な取引方法についての報告と措置請求を求めるべく事情の説明に行ったものであります。

公正取引委員会に対しては、事前に調査協力として書面にて不公正な取引方法の具体的内容を述べていたものでありますので、その内容に沿って約２時間くらいかけて詳細な事情説明を行ったものであります。

その事情説明及び事情聴取の中においては、まず返品についてその理由や回数、具体的な金額について説明が求められました。さらに、宣伝協賛金については具体的にそれが始まった時期、金額等について詳細な事情を聴取されたものであります。また、大手アパレル会社が導入した商品管理及び顧客管理に関する新システムの導入については、その詳細を説明したものの、これに対して公正取引委員会の担当者はあまり過去に事例がなく、そのためか返品や宣伝協賛金の要求と比較し、その事情聴取は時間的にも少ないものでありました。

なお、公正取引委員会のこの事情聴取に際しては、当方より取引の相手方である大手アパレル会社に対する調査開始や事情聴取について、その有無を確認したところ、公正取引委員会においては今後そのような調査をするか否かも含めて今後検討するとの答えに終始したものであります。

(6) 大手アパレル会社との示談交渉

①相手方に対する内容証明郵便の発送

私達は、代理人として大手アパレル会社の行ってきた今までの不当な返品、宣伝協賛金の要求、及び今回の商品管理・顧客管理の新システム導入に関する負担金の徴収がいずれも独占禁止法上の不公正な取引方法である優越的地位の濫用及びこれに関する取引の停止が不当な取引拒絶に該当し、これらを直ちに止めるべき旨を要求し、かつ、今まで支払っていた宣伝協賛金として1,000万円、不当な返品として1,000万円、取引停止に伴う逸失利益として2,000万円の請求をする内容の内容証明郵便を相手方に発送したものであります。

②相手方からの回答書

相手方は大手法律事務所に本件を依頼し、その代理人弁護士からは回答書として次のような趣旨の回答が寄せられたものであります。

当方が主張する不公正な取引方法の行為はいずれも当方と相手方との合意の上になされたものであり、優越的な地位の濫用ではない、また、当社における逸失利益というものは考え難いというものでありました。

③双方代理人による示談交渉

双方代理人弁護士において、弁護士会館に集まり示談折衝をしたものであります。相手方は、顧問弁護士が４人、法務部長兼コンプライアンス･オフィサーが１人、総務部から１人、営業部長と営業担当者で総勢８名、当方は弁護士２人で、示談交渉も優越的地位の濫用かと思われましたが、緊張したやり取りが続きました。

この中で当方は、相手方の当方に対する行為がいずれも当方の真意に基づかない、つまり相手方の一方的な要求を飲まざるを得ない状況にあったという、まさに優越的地位の濫用そのものであり、それは独占禁止法に違反する行為として民法上は支払ったものの返金を求めることができるとの主張をし、かつ、このまま取引を相手方が停止することは独占禁止法上違法な目的を達成するための不当な取引拒絶に該当するものであり、直ちに取引を再開すべき旨を主張したものであります。

これに対して、相手方弁護士は、大手アパレル会社がそもそも公正取引委員会の指定する「大規模小売業者」に該当しない理由として、その売上が確かに100億円以上であるものの、店舗面積が3,000平方メートル以下であり公正取引委員会の指定する大規模小売業者に該当しない旨を主張し、さらに返品、宣伝協賛金についても双方が納得ずくであり、かつ、取引開始のための条件とされていたので、いずれも実質上も不公正な取引方法には該当しないとの主張をし、さらに、注文がないとの点については、現状における新システムの導入を行っていないために実質上注文ができないまでであり、大手アパレル会社においては取引を停止したり取引を拒絶したりとの事実は一切ない旨を反論したものであります。

その示談交渉のなかで当方が本件行為について公正取引委員会から大手アパレル会社に対して何らかの調査の有無を確認したところ、相手方においてはそのような調査は一切受けていないとの回答があったものであります。さらにその示談交渉のなかにおいて、当方が主張していた損害賠償請求の要望に対して、相手方においては相手方の行為が決して独占禁止法上の不公正な取引方法に該当せず、あくまでも両者の合意の上での返品であり協賛金の支払であったものではあるものの、本件においては具体的な金銭が動いていたことには間違いなく、その面からの円満解決のために金700万円を支払う旨の提示があったものであります。

④示談交渉の詰めの折衝へ

その後、相手方弁護士とは何度か折衝を繰り返し、また、依頼者との打合せも何度となく繰り返し、取引停止から数ヶ月たっており、大手アパレル会社との間においての取引の存在なくしては相談者の会社の存続は不可能であり、かつ、従業員の生活をも考慮し、逸失利益の主張についてはこれを取下げ、かつ、返品及び宣伝協賛金等についても一定の譲歩をし、取引の再開を最優先の課題として相手方との最後の詰めの交渉を行うことになったものであります。

しかし、交渉の経過において解決金の額等で折り合いがつかず、一旦は独禁法に基づく差止請求権を被保全権利とする仮処分命令申立書を起案し、相手方

に案文を送付して、譲歩を求めたこともありました。

(7) 示談の成立とその内容

相手方に対する内容証明郵便の発送から数ヶ月を経て、ようやく相手方との間における次のとおりの示談契約が成立したものであります。

①相手方は、当方に対して本件の一切の解決金として1,000万円を支払う

②相手方は、当方に対する取引を再開する

③相手方は、当方に対して今後宣伝協賛金及び返品はこれを請求しない

④商品管理及び顧客管理に関する新システムについては、相手方は当方に対してその経費分の負担は求めないものとし、当方は相手方の納入システムに関して今後具体的な協力を行っていく

⑤双方の守秘義務

4．差止請求示談交渉の法的分析について

(1) 本件各行為と不公正な取引方法の該当性

本件で問題となった各行為についての不公正な取引方法の該当性は、次のとおりであると考えて示談交渉したものであります。

なお、この点については公正取引委員会において平成17年に公表しております「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）[11] との関連が問題として取り上げたものであります。

①宣伝協賛金について

この点については、大規模小売業告示第８項の不当な経済上の利益の収受等のうち、

「本来納入業者が提供する必要のない金銭、役務、その他の経済上の利

11）公正取引委員会事務総局平成17年８月「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法（大規模小売業告示）の概要とポイント」。

益を供給させること。」

「納入業者が得る利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えて金銭、役務、その他の経済上の利益を提供させること」

の禁止に該当するものであると考えられます。

公取委の告示の解説においても、例として「決算対策協賛金や、納入業者の商品が含まれていない催事や広告のための協賛金」を禁止の例としてあげているものであります。

②不当な返品について

この点については、大規模小売業告示第１項において不当な返品として、「大規模小売業者が納入業者から購入した商品を返品することを原則として禁止」と規定しているものであります。

そして、その具体例としては、「月末または期末の在庫調整のための返品」や、「大規模小売業者の独自の判断に基づく店舗又は売場の改装や棚替を理由とする返品」を具体例としてあげており、これらに本件返品は該当するものとして示談交渉したものであります。

③新システムに関する経費の負担

この点は、大規模小売業告示の第８項の不当な経済上の利益の収受等に該当するものと考えられます。

その具体例として公正取引委員会の解説においても、「受発注オンライン・システム、商品マスター登録システム、棚割用画像データシステム並びにPOSデータ及び来店客の購買履歴データ提供システムの利用料、いわゆる欠品ペナルティー（欠品粗利補償）等」や「大規模小売業者の担当者が本来行うべき資料作成・データ処理等を納入業者にさせること」が禁止の例示としてあげられており、本件の新システムの導入に関する経費負担がこれに該当するものと考え示談折衝したものであります。

(2) 大手小売業におけるコンプライアンス体制の構築と運用

大手小売業を中心として各企業におけるコンプライアンス体制の維持及び

CSRにおけるステークホルダーとの関係においては、いずれも各企業の根幹に関する経営方針として広く公にされているところであります。

特に大手小売業にあっては、消費者に対する関係のみならず、重要なステークホルダーとして納入業者との関係においては、かねてより独占禁止法上の問題につき公正取引委員会から様々な指摘を受けた面もあり、特に納入業者に対するコンプライアンス体制の維持は独占禁止法上の見地からも公正な取引の重視が求められているところであります。

さらに、上場の大手小売業においては、内部統制システムの構築及びその運用が特に重視されるに至っており、その中で納入業者との独占禁止法コンプライアンス体制の維持は非常な重要な意味をもってきているものであります。さらに、大手流通業者においてはいわゆるコンプライアンス体制維持のために違法行為を事前にかつ内部的にもチェックするとの見地から、公益通報者保護法の趣旨にものっとり、いわゆるホットラインを設け、その中では社員のみならず系列会社、場合によっては納入業者をも対象として直接に違法行為を通報する制度をホットラインとして設けている企業も多々存するところであります。

そして、そのような独禁法コンプライアンス体制や公益通報者保護システムをとっている企業にとっては、本件のごとく相当に明白な不公正な取引方法が指摘された場合においては、これらの事項が公になることを未然に防ぎ、かつ、本件の円満な解決との見地から弁護士を代理人にたて、示談解決をし、その中で守秘義務条項等も設け、未然にこの違法行為を正し、法令の遵守を実行するということは、その企業のためにも十分価値のあることであり、このような事態がもしも訴訟となった場合においては、それによって失うものは甚大なものがあり、訴訟における判断よりもかえって法律を厳格に解し、自社のコンプライアンス体制を維持、貫徹しようとの判断も十分理解され得るところであります。

本件におきましては、このような見地も含めて、独占禁止法に基づく差止請求が示談交渉という形で円満に解決でき、取引再開という実質が得られたことは当方のみならず相手方双方の利益にも合致するものとして極めて妥当、合理

的な解決をみられたものと考えられます。

このように独占禁止法上の不公正な取引方法に該当する行為が行われた事案については、示談交渉においても十分その差止請求の実効性をあげられた事例としてここにご紹介するものであり、かつ、今後もこのような不公正な取引方法に対する被害救済の実質を貫くためにおいても、差止請求を示談交渉において実施、実行することが有益であり肝要であると考えるものであります。

（平成20年６月記す）